府令

○内閣府令第七十号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十二月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成二十三年内閣府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十二条とし、第六条から第十条までを一条ずつ繰り下げる。

第五条の見出しを削り、同条中「第二十二条第一項第四号」を「第二十二条第一項第五号」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（公共施設等運営権実施契約に定める事項等）

第五条　法第二十二条第一項第四号に規定するその他派遣職員を当該業務に従事させることに関し必要な事項は、公共施設等運営権者と法第七十八条第一項又は第七十九条第一項の任命権者又はその委任を受けた者との間で個別の派遣職員の当該公共施設等運営権者における報酬その他の勤務条件並びに当該公共施設等運営権者において従事すべき業務及び業務に従事すべき期間その他当該派遣職員をその業務に従事させることに関し必要な事項を定めた取決めを締結する旨を含むものとする。

2　前項の取決めで定める個別の派遣職員の公共施設等運営権者における報酬は、法第七十八条第一項又は第七十九条第一項の要請に応じて退職をする日においてその者の受ける給与額を基準とするものでなければならない。

3　第一項の取決めで定める個別の派遣職員の公共施設等運営権者において従事すべき業務は、公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務を主たる内容とするものでなければならない。

4　第一項の取決めで定める個別の派遣職員の公共施設等運営権者において業務に従事すべき期間は、法第七十八条第一項又は第七十九条第一項の要請に応じて退職をする日の翌日から起算して三年を超えない範囲内のものでなければならない。

附　則

この府令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十一号）の施行の日（平成二十七年十二月一日）から施行する。

省令

○総務省令第百号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月一日

総務大臣　山本　早苗

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「この項」を「この項及び次項」に改め、同項第一号中「複数の電波」を「複数電波」に改め、同条第二項中「携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局（インマルサットＧＳＰＳ型に限る。）の無線設備」を「対象無線設備」に改め、「ものに限る」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「当該無線設備」を「当該対象無線設備」に改め、「電波」の下に「（対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）から同時に複数電波を発射する機能を有する場合にあつては、複数電波）」を加え、同項第一号中「平均電力」を「対象無線設備から発射される電波の平均電力（複数電波を発射する機能を有する場合にあつては、当該機能により発射される複数電波の平均電力の和に相当する電力）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。